

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案要綱

第一 総則

一 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

（第一条関係）

二 国は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有

効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確実かつ円滑に実施しなければならぬものとする。また、国は、両空港に係る公共施設等運営権の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該公共施設等運営権が設定された場合における第三の一の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるよう必要な環境の整備に努めなければならないものとする。

(第四条関係)

三 関係地方公共団体その他の関係者は、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大に資するため、両空港の利用の促進及び利用者の利便の確保を図るために必要な措置を相互に連携を図りながら協力しつつ実施するよう努めなければならないものとする。

(第五条関係)

四 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定めるものとし、第四の協議会が組織されている場合において、当該基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

(第二条関係)

第二 新関西国際空港株式会社

一 新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港として

の機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とすること。

(第六条関係)

二 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。

(第七条関係)

三 会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むものとする。

1 両空港の設置及び管理

2 両空港航空保安施設の設置及び管理

3 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

4 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若し

くはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
(第九条関係)

四 会社は、常にその事業を適正かつ効率的に営むことに配慮するとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済その他の会社の経営基盤を強化するために必要な措置及び両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施するとともに、当該公共施設等運営権を設定した場合における第三の一の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。
(第十条関係)

五 関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため、当該空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が行うとともに、指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けるものとする。こと。
(第十二条関係)

六 指定会社は、会社に対する空港用地の貸付けに係る貸付料その他の貸付けの条件について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。
(第十三条第三項関係)

七 政府は、会社又は指定会社の債務について、保証契約をすることができるものとする事。

(第十九条関係)

八 会社及び指定会社の監督に関する所要の規定を設ける事。

(第十三条第五項、第二十二條、第二十七條、第二十八條等関係)

第三 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等

一 会社が、民間資金法第六条の規定により、第二の三の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等を行い、着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならぬものとする事。

(第二十九条第一項関係)

二 会社は、民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする等の場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする事。

(第三十条第一項関係)

三 会社は、民間資金法第十条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴

収める場合には、その金額について、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第三十条第四項関係)

第四 協議会

会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第三十四条関係)

第五 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第三十六条から第四十三条まで関係)

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 会社の設立並びに関西国際空港株式会社(以下「関西空港会社」という。)の事業等及び独立行政法人空港周辺整備機構の業務等の会社への適正かつ円滑な承継を図るために必要な事項を定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の施行の時までに関西空港会社が借り入れた借入金に係る債務及びこの法律の施行の時ににおいて発行されている関西空港会社の社債に係る債務については、会社及び関西空港会社が連帯して弁済の責めに任ずるものとする事。

(附則第七条関係)

四 大阪国際空港において、空港機能施設事業を行う者として空港法第十五条第一項の規定による指定を受けている者が、施行日以後引き続き当該空港機能施設事業を行う旨を国土交通大臣に申し出た場合には、施行日以後は、当該申出を行った事業者を同項による指定を受けた者とみなして、当分の間、同法の規定を適用するものとする事。

(附則第十八条関係)

五 四のほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする事。

(附則第八条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条まで関係)

六 関西国際空港株式会社法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする事。

(附則第十九条及び第二十四条から第三十五条まで関係)